宮崎海岸侵食対策検討委員会　第17回技術分科会

資料17-Ⅱ

「宮崎海岸保全の基本方針」の付帯事項(案)

国土交通省・宮崎県　令和7年3月27日

・第24回委員会(令和6年12月開催)において、「宮崎海岸保全の基本方針は見直さないが、付帯事項として“当初計画を変更すると、一部区間では浜幅50m確保は技術的に困難である”といった主旨を追記する」とされたことを受け、技術的な見地から付帯事項(案)を提案することとした。

宮崎海岸保全の基本方針

◆目的

・海岸の環境や利用と調和を図りつつ、海岸侵食に脅かされる海岸背後地の**人々の安全・安心を確保**するとともに、国土を保全する。

◆目標

・「**背後地(人家、有料道路等)への越波被害を防止**すること」を防護目標とし、そのために必要な「**浜幅50mの確保**」を達成することを目指す。

・現況汀線位置が浜幅50m以上である区域については、流砂系も含めた対策により、その保全・維持を目指す。

◆考え方

・北からの流入土砂を増やすこと(**機能①**)、南への流出土砂を減らすこと(**機能②**)により、これまでに失われた宮崎海岸の土砂量を回復・維持し、砂浜を回復・維持する。

・急激な侵食の危険性がある区域において、浜崖の後退を抑制する(**機能③**)。

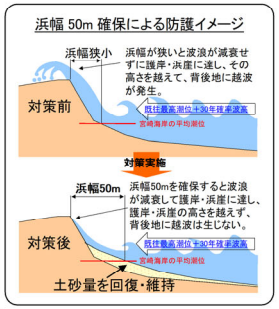

◆配慮事項

・新たに設置する**コンクリート構造物**は出来るだけ**減らす**。

・それぞれの**区域の特徴に応じたもの**とする。

・豊かな**自然環境**を最大限**残す**。

・美しい**景観**、漁業・サーフィン・散歩等の**利用**に**配慮**する。

・(直轄)工事完了後も**維持管理**に過剰な**負担がかからない**ようにする。

・**山、川、海における土砂の流れ**に出来るだけ**連続性**をもたせ、将来は自然の力による砂浜の回復・維持を目指して、様々な取り組みを行っていく。
ただし、その取り組みは時間がかかることから、当面は他事業とも連携した養浜を積極的に実施していく。

◆事業の進め方

・今後もこれまでと同様、「**宮崎海岸トライアングル**」および「**宮崎海岸ステップアップサイクル**」の考え方に基づいて進めていく。

第10回委員会(平成23年12月開催)資料10-Ⅰ

「宮崎海岸保全の基本方針」の付帯事項(事務局からの素案)

・当初の計画(平成23年度策定)では、**堤長300mの突堤**を用いて南へ流出する土砂の大半を制御し浜幅50mを確保することにより、**背後地への越波被害を防止することを目標**としていた。

・現時点(令和7年3月)では、**当初の計画よりも小規模な施設**により目標を達成することが求められている。

・以上の経緯を踏まえ、「宮崎海岸保全の基本方針」の運用において、**下記一文を付帯事項とする**

「宮崎海岸保全の基本方針」の付帯事項

“浜幅50m確保”を小規模な複数の突堤のみで短期に目標を達成するにあたり、場所によって社会的・技術的に困難な場合は、浜幅の不足による安全性の低下を補う対策を行う

・第17回技術分科会では、付帯事項として事務局からの素案を基に議論し、次ページの内容を技術分科会としての付帯事項(案)とすることとした。

「宮崎海岸保全の基本方針」の付帯事項（技術分科会としての案）

- 当初の計画（平成23年度策定）では、浜幅50mを確保し、背後地への越波被害を防止するために堤長300mの突堤が計画されていた。

- 現時点（令和7年3月）では、当初の計画よりも小規模な施設により目標を達成することが求められているが、一部の区域では直轄事業期間内に浜幅50mの確保が困難である。

- “浜幅50m確保”が技術的に困難な区域では養浜と小規模な施設を組み合わせることにより、環境と利用にも配慮し、海岸の安全性を確保する。